

指導行政のポイント

特殊教育から“特別支援教育”へ

菱村 幸彦

昨年12月8日、中央教育審議会から答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」が公表された。

戦後の障害者教育の抜本改革

答申の基本的な考え方は、障害のある子どもの教育について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導・支援を行う「特別支援教育」への転換を図ろうとするものである。

この考え方は、すでに3年前に文部科学省の調査研究協力者会議がまとめた最終報告「今後の特別支援教育の在り方について」で示されている。学校によっては、この考えのもとに特別支援教育の取組みが始まっている。そんな学校からみれば、なぜ、いま中教審なのかという疑問があるかもしれない。

しかし、制度改革となるとやはり中教審のお墨付が必要である。今回の答申により、いよいよ法律改正を伴う本格的な制度改革が期待される。答申が示す改革は、戦後の障害者教育に抜本的な改革を迫るものであり、今後の初等中等教育に大きな影響を及ぼすものとなる。

では、答申は、何を提言しているか。答申のポイントは次の3点である。

- (1) 盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた「特別支援学校」に転換し、小・中学校に支援を行う特別支援教育センターとして位置づける。
- (2) 通級指導の対象として、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等を加え、通級指導教室と特殊学級を一本化した「特別支援学級」を設置する。
- (3) 盲・聾・養護学校別の教員免許状を、総合的な特別支援学校免許状に改める。

これらの提言について詳しく述べる紙数はないが、ここでは小・中学校の特別支援教育にかかわる「特別支援教室」についてみておこう。

答申が構想する「特別支援教室（仮称）」は、おおむね次のようなものである。

通常教室に在籍が原則

第1に、従来の特殊学級が対象とする障害のほか、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒も対象とする。

第2に、固定式の学級とせず、障害を持つ児童・生徒は、原則として通常の学級に在籍しながら、障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善克服のための指導を必要な時間のみ受ける。

第3に、多様な実態に即応できるよう弾力的な形態とする。例えば、ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態、比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当程度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態、一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態など。

第4に、いかなる形態の教室をどのように配置していくかは、地域の実情、個々の児童・生徒の障害の状態、必要な指導や支援の内容に応じ、柔軟かつ適切に対応する。

さて、今後、法律改正で、盲・聾・養護学校が「特別支援学校」に、特殊学級が「特別支援学級」に改められると、学校教育法から「特殊教育」という言葉が消えることとなる。特殊教育という用語は、健常者と対比して特殊な者の教育という差別的ニュアンスがあるととられやすい。制度改正は、特殊教育という用語を改めるいいチャンスか。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●最新刊 好評発売中！●

高階玲治【編】

A5判 200頁 2310円 教育開発研究所・刊

答申の40論点を徹底解説！ 今後の学校教育の方向が具体的にわかる

『ポイント解説中教審「義務教育改革」答申』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）